

令和 8 年度

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和8年度第2回定例教育委員会日程

日 時 令和8年5月22日（金） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
新山 訓代

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育情報セキュリティ対策委員会設置要綱の制定
について (指導課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市教育情報セキュリティ対策委員会設置要綱の制定 について	・・・ 1
--	-------

議案第 1 号

我孫子市教育情報セキュリティ対策委員会設置要綱の制定について

我孫子市教育情報セキュリティ対策委員会設置要綱を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 2 2 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市立小学校及び中学校における教育情報資産の保全対策を推進することから、我孫子市教育情報セキュリティ対策委員会を設置するため、提案するものです。

我孫子市教育情報セキュリティ対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市立小学校設置条例(昭和39年条例第9号)第2条に規定する小学校及び我孫子市立中学校設置条例(昭和39年条例第10号)第2条に規定する中学校並びに我孫子市教育委員会における教育情報資産の保全対策を推進するため、我孫子市教育情報セキュリティ対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 教育情報セキュリティ対策基準の策定に関すること。
- (2) 教育情報セキュリティ対策実施手順の策定に関すること。
- (3) 教育情報セキュリティ対策に関する職員教育、訓練等の実施に関すること。
- (4) 教育情報セキュリティ対策の実施に関すること。
- (5) 教育情報セキュリティ対策の見直しに関すること。

(構成員)

第3条 委員会の委員は、次の表に掲げる者をもって充てる。

教育長	教育総務部長	総務課長	学校教育課長	指導課長	教育相談センター所長	我孫子市小中学校校長会の代表者	我孫子市小中学校教頭会の代表者
-----	--------	------	--------	------	------------	-----------------	-----------------

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長には教育長を、副委員長には教育総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、

意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、指導課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。